保険セクターの国際的な規制の動向

（Vol. 72, 2026 年 6 月～7 月）

※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、合同会社デロイト トーマツの公式見解ではありません。

保険セクターの国際的な規制の動向（2026 年 6 月～7 月）

内容

A: FSB、グローバルな金融システムにおける脆弱性を議論（6 月 1 日）

■ 金融安定理事会（FSB）は、6月に開催された本会合において、グローバルな金融システムにおける脆弱性等について議論を行った。公表された同会合の概要は以下のとおり。

金融システムの脆弱性	• FSBメンバーは、ショックの組合せが、複数の脆弱性を同時に顕在化させる可能性と、それが金融システムに与える脅威について、懸念を表明した。 • 金融システムは安定的であるものの、主要な脆弱性は高まっている。資産価格は依然として高く、リスク・プレミアムは圧縮されている。国債の残高は、高い財政赤字の水準と国債のマチュリティの短期化という文脈で積み上がっており、国債市場は、ショックや投資家のリスク・アペタイトの変化に対して脆弱な状態にある。 • プライベート・クレジットの利用は急速に拡大しており、また、金融セクターの一部は、長引く景気の低迷を経験していない。金融システムの重要な結節点（critical nodes）におけるオペレーションの中断は、混乱を引き起こし得る。 • 上記に加え、中東における対立が、エネルギーおよび商品市場と商品の輸入に依存している国への潜在的な影響に対する懸念につながっていること、また、フロンティアAIモデルが、規制当局や市場参加者を懸念させていることの二つは、リスクの景観を複雑なものとしている新たな要素である。
規制と監督の現代化	• FSBメンバーの多くは、現行の規制や監督上の方針（監督上の実務を含む。）が金融システムにおける変化に対応したものであるか否かを評価し、経済の成長を促進し、また、フォワード・ルッキングで重要なリスクに適応できるものであることを確保するため、そうした方針のレビューを行っている。FSBメンバーは、本テーマについて作業を継続することに合意した。そのことは、金融安定が強固な経済の成長のために必要であるという認識と一致するものである。
ノンバンク金融仲介	• FSBメンバーは、リスクの特定とモニタリングの枠組み、市中開示、当局間の協力（オフショア金融センターにおける当局を含む。）に焦点を当て、国債市場におけるレバレッジ戦略に関係するリスクをモニターするために取組みを進めることの重要性や、ノンバンク金融仲介（NBFI）に関連するデータの課題について議論を行った。

インプリケーション： FSBは、2026年5月に「プライベート・クレジットの脆弱性に関する報告書」を公表している[1]ところ、一つには、プライベート・クレジット・セクターについて今後どのような規制上の議論が行われていくこととなるのかは注目に値する。

（参考）FSB ‘FSB Plenary highlights potential new vulnerabilities to financial stability’

B: BCBS、ICT リスクの管理の実態にかかるレポートを公表（6 月 2 日）

■ バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、情報とコミュニケーション技術（ICT）リスクの管理の実務についてまとめたレポートを公表した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

[1] 同報告書の概要は、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 71, 2026 年 5 月～6 月）」記事 B を参照。
https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/industries/financial-services/2026/ins-regulation-vol71-jp.pdf

背景等	• BCBSは、ICTリスクの管理の実務の実態を把握するため、特に、システム上重要な銀行（G-SIBsおよびD-SIBs）に焦点を当て、調査を実施した。同調査には、16の銀行監督当局が参加した。加えて、銀行からも直接意見を聴取した。本レポートは、それらの調査等からの発見事項を基に作成したもの。
悪意の無いICTインシデントの原因	• 悪意の無い（non-malicious）ICTインシデントの主な真因には、以下のものがある。 - 変更管理（change control）のギャップ（ICT環境や構成への変更が権限、レビュー、厳格さが無いままに行われること） - システムの設計、開発およびテスティングのプロセスにおけるギャップ（あいまいな要件の定義、システムの開発や実装における定義された要件からの乖離、実効的でないテスティングの実務等） - システムのキャパシティとパフォーマンスに関連する事項（ピーク・ロードやオペレーション上の需要への対応等） - 外部に原因のあるオペレーションの中断（サービス・プロバイダーのサービスの提供の中断等）
ICTリスクの管理の実務	• ガバナンス - ほとんどの銀行は、公式なICT戦略や複数年計画を設けている。その中で、ICTリスクの管理のためのKPIs/KRIsとして、システムの停止、パッチ、利用可能時間、災害復旧計画が準備されているシステムの数、陳腐化しているシステムの割合、サードパーティのパフォーマンス等を用いている。 • アセットとインベントリーの管理 - ほとんどの銀行は、ハードウェアやソフトウェア資産（その重要性（criticality）の水準を含む。）のレジスターを作成し、そのアップデートのために構成管理ツールを用いている。他方で、アセットやインベントリーの管理の実務の深度や成熟度は、銀行によって区々である。いくつかの国においては、重要なビジネス・サービスとその基盤であるICTアセットの依存関係を包括的にマッピングすることに課題を有している。 • インシデントや問題の管理 - 銀行は、一般的に、インシデントや問題の管理のための文書化された枠組みを有しており、それらは、事業継続計画（BCPs）と統合されている。発生したインシデントへの対応については、施策の実施状況のレビューが標準的な取組みである。その他、サードパーティ・サービス・プロバイダによって提供されるサービスについても、インシデント管理の枠組みのスコープに含めていることが多い。 • ICTリスクの管理のツールと技術的なソリューション - 先進的な取組みを行っている銀行は、中央集権型の構成管理データベース（configuration management database：CMDB）に基づくサービス・マネジメント・スイート（service management suites）やAIを組み込んだツール（真因分析やインシデ

	ントの予兆検知のツール等）を利用している。 - オペレーショナル・レジリエンスを高めるための技術も進展しており、銀行は、高可用性アーキテクチャ（high-availability architectures）、クラスターと仮想化（virtualisation）、クラウド・ネイティブ・アーキテクチャなどを利用するようになっている。 • サードパーティ・リスクの管理 - 銀行は、サードパーティ・リスクを、契約に監査の条項を設けること、退出戦略やコンティンジェンシー計画の実効性を高めること、nthパーティまでの関係を可視化すること、重要なアプリケーションをオンプレミスにすること等の施策の組合せにより管理している。

インプリケーション： ICTリスクの管理は保険セクターにおいても大きなテーマの一つとなっているところ、保険会社がそのICTリスクの管理を行うに際し、銀行セクターにおける種々の取組みは、参考にし得るものであると思料される。

（参考）BCBS 'Information and communication technology (ICT) risk management: range of practices'

C: ESAs、ICT 関連のインシデントに関する報告書を公表（6 月 3 日）

■ 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）に基づき、「2025年の主な（major）ICT関連のインシデントに関する報告書」を公表した。同報告書の主な内容は以下のとおり。

本報告書の位置付け等	• 本報告書は、2025年における主なICT関連のインシデントについて、その数、性質、金融機関やその顧客のオペレーションへの影響、対応策、および、生じたコスト等をまとめたもの。 • 本報告書が対象としているインシデントは、金融機関がその監督当局に報告し、報告を受けた監督当局がESAsに通知した重要なインシデントで、2026年2月までに最終報告が提出されたもの（2025年に発生した重要なインシデントの約75%を占める。）。
主なインシデントの概要	• インシデントの数 - 2025年に金融機関が報告したインシデントの数は3,383件（月平均で282件）。DORAの対象となる金融機関との対比では、一金融機関当たり0.18件。 - セクター別では、インシデント全体のうち約60%が銀行（credit）セクターで、16%が決済（payment）セクターで発生している。 - インシデントの要因別では、サービスの中断期間（duration and service downtime）と顧客、金融カウンターパーティおよび取引への影響が大多数を占め、風評を理由に「主な」インシデントとしたケースは約16%であった。 • インシデントの性質 - インシデントの種類別では、システム障害（system failures）が51%を占め、次いで、外部のイベント（27%）、決済関連のインシデント（18%）が多かった。サイバーセキュリティ関連のインシデントは10％であった。 • 顧客、取引およびカウンターパーティへの影響

	- インシデントの約6割において、顧客への影響は無い、もしくは、軽微であった。他方で、特に、銀行および決済セクターにおいて、100万人超の顧客に影響を及ぼすインシデントもあった。 - 取引への影響については、インシデントの約5割は取引への影響が無い、もしくは、軽微であった。全体の1％に相当する30のインシデントは、100万件以上の取引に影響を及ぼすものであった。 - 金融機関のカウンターパーティへの影響が生じたインシデントは、約18%であった。 • 対応策（remedial actions） - 短期的な対策に加え、長期的な対応策として、モニタリングやアラートの発出の高度化、テスティングやチェンジ・マネジメントの手順の改善、システムの構成（system configurations）の調整、影響を受けたデータの修正や再構築、外部のサービス・プロバイダーとの連携等の対策が講じられた。 • 生じたコスト（costs incurred） - インシデントの約4割は、その直接的・間接的な金銭的なコストは極めて限定的なものであった。
結論	• これらのインシデントから導き得る結論は、以下のとおり。 - オペレーションの中断は、国境やセクターを越えるものとなっている。 - システム障害や外部のイベントが主要なドライバーとなっていることは、強固なサードパーティ・リスク管理の必要性を示唆するものであると言える。 - 主なインシデントの報告のための調和のとれた枠組みは、監督当局がICTリスクをタイムリーに認識する上で重要な要素となり、そのことは、欧州連合（EU）の金融システムのレジリエンスと安定性の強化につながるものとなる。

インプリケーション： 本報告書は、金融セクターにおいてどのようなICT関連のインシデントが発生し、また、監督当局に報告されているかを示す、興味深い内容の報告書である。監督当局は、報告を受けたインシデントを踏まえて、個々の金融機関に対してのみならず、金融セクターに対する対応も検討していくこととなると推察されるところ、その動向は注目に値する。

（参考）EIOPA ‘ESAs publish the first report on DORA major ICT-related incidents’

D: NZ 準備銀行、2026 年ストレス・テストの概要を公表（6 月 4 日）

■ ニュージーランド準備銀行（RBNZ）は、2026年に銀行および保険会社を対象として実施するストレス・テストの概要を公表した。そのうち、保険会社を対象とするストレス・テストの主な内容は以下のとおり。

概要	• 2026年は、①4つの大規模な銀行、②小規模な銀行、③生命および健康保険会社、をそれぞれ対象とする3つのストレス・テストを実施する。なお、①については、オーストラリア健全性規制庁（APRA）と共同で実施する。
生命および健	• 対象：ニュージーランドの生命および健康保険セクターの大勢を占める8つの会社が参加。

康保険会社向けのストレス・テスト	• 手法：参加保険会社は、自社のビジネス・オペレーションに重大な影響を及ぼし、また、最低ソルベンシー・マージンに抵触することとなり得る仮説的なシナリオを特定し、リバース・ストレス・テスト（RST）を行う。 • 目的：RSTの目的は、①保険会社に重大なストレスをもたらし得るリスクを特定すること、②再建計画に参考となる情報を提供し、また、その実効性や施策のトリガーを評価すること、③保険会社のリスク管理にかかるケイパビリティを改善すること、④監督上のリスク評価に用いることができる情報（主要なリスク、低減策、保険会社のケイパビリティ等）を得ること、の4つ。 • ストレス・シナリオ：RBNZが提供するガイダンスに基づき、保険会社が自らシナリオを策定する。健康保険会社については、賃金や一般的なインフレ率を超えて支払い保険金の額が増加し得る可能性があることを踏まえ、より規範的なガイダンスがRBNZから提供される。 • その他：ストレス・テストを通じて、定量的な情報に加え、保険会社のガバナンスの枠組み、シナリオの設計、手法、主要な課題など、定性的な情報も収集される。
今後の予定	• 保険会社は、2026年7月を目途に、その結果をRBNZに提出する。それを踏まえたRBNZによる提言は、2026年第4四半期に公表される予定。 • 銀行を対象とするストレス・テストの結果は、同年11月に公表される予定。

インプリケーション： RBNZは、2023年にも生命保険会社を対象としたストレス・テストを実施している[2]ところ、同ストレス・テストはRBNZが示した1つのシナリオに基づくものであったのに対し、今回のストレス・テストはRSTである点において前回と異なるものである。同国の生命保険セクターがどのようなリスクに対して脆弱であるかを理解する上で、今回のボトムアップのストレス・テストは意義のあるものであると考えられる。

（参考）RBNZ '2026 Banking and Insurance Stress Tests – Scenarios'

E: バミューダ BMA、保険会社に対する規制の改正案を公表（6 月 9 日）

■ バミューダ金融管理局（BMA）は、7月27日を期限として、①プルーデント・パーソンの原則、②保険グループ監督の枠組み、③ビジネス・コンダクトの枠組みをそれぞれ改正する案を市中協議に付した。それらの案の概要は以下のとおり。

プルーデント・パーソンの原則	• 保険行動規範（Insurance Code of Conduct）において、投資、流動性および集中リスク等にかかる改正（以下のものを含む。）を提案している。 - 保険会社のリスク管理の枠組みは、投資リスクに関し、投資の方針を策定すること、ベンチマーキングやストレス・テスト、シナリオ分析を行うこと、資産の格付や格付会社について、デュー・ディリジェンスを行うプロセスを設けること等を規定していなければならない。 - 投資の方針は、評価、流動性、レバレッジ、ソーシング、集中、引受基準、選択、リソース、専門性の要件、利益相反を勘案しなければならない。該当する場合には、オーダーメイド型で（bespoke）複雑な資産のうち、非上場で、流動性が無く、透明性が低く、代替的もしくは非伝統的な資産、オフバランスシートのエクスポージャー、および、関連する

[2] 同ストレス・テストの結果の概要は、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 38, 2023 年 8 月～9 月）」記事 E を参照。
https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/industries/financial-services/2024/202309_ins_regulation.pdf

	者が組成した資産に対応するプロセスを含んでいなければならない。 - リスク管理の枠組みは、流動性リスクに関し、平常時およびストレス時の流動性を勘案したストレス・テストやシナリオ分析を実施すること等を規定していなければならない。ストレス・テストやシナリオ分析は、資産の投売り、デリバティブのマージン・コール、資金調達のコミットメント、組込みオプションをカバーしていなければならない。 - 保険会社は、プルーデント・パーソンの原則に関し、利益相反を特定し、管理する方針、プロセスおよび手順を整備すべきである。
保険グループ監督の枠組み	• 保険グループ監督規則に以下の事項等を追加することを提案している。 - 「指定された保険持株会社」の経営陣は、保険グループのオンおよびオフバランスシートや重要なグループ内のエクスポージャーから生じる、合理的に予見可能なすべての重要なリスクを反映した、グループのソルベンシーの自己評価の手順を策定しなければならない。 - 指定された保険持株会社は、プルーデント・パーソンの原則に基づくグループのソルベンシーの自己評価を毎年実施しなければならない。
ビジネス・コンダクトの枠組み	• 保険行動規範の「ビジネス・コンダクト」にかかる規定の適用範囲を、個人の保険契約者に対してリテール・ビジネスを提供している、バミューダにおいて登録を受けているすべての保険会社（その所在する国・地域にかかわらない。）に拡大することを提案している。 • 保険会社が任命する仲介者（保険ブローカー、保険代理店、保険マネジャー、保険販売者、保険市場提供者等）が当該保険会社を代理して行うすべての活動について、当該保険会社が最終的な責任を負うこととする。

インプリケーション： クロスボーダーで再保険を引き受けている（再）保険会社が多く存在する同国においては、BMAがその監督計画において示しているとおり[3]、保険会社に対する規制の整備を進めている。こうした規制が実効的に運用されることが期待される。

（参考）BMA ‘Consultation Paper - Proposed Amendments to Code of Conduct, (Group Supervision) and (Prudential Standards)(Group Solvency Requirement) Rules 2011’

F: FSB、AI の責任ある利用のためのガイダンス（案）を公表（6 月 10 日）

■ 金融安定理事会（FSB）は、7月22日を期限として、「AIの責任ある利用のための健全な実務（sound practices for responsible adoption of AI）」と題する文書を市中協議に付した。同文書は、「健全な実務」として、12のガイダンス（案）を提示している。その主な内容は以下のとおり。

目的等	• 本文書の目的は、金融機関に対してAIの責任ある利用を促すこと。 • 金融機関は、本文書が示す「12の健全な実務」を自身のAIガバナンスやAIのライフサイクルの管理において採択することができる。他方で、本文書は、金融機関によるAIの責任ある利用にかかる国際的な基準を設けることを意図するものではない。

[3] BMA が 2026 年 1 月に公表した「2026 年の監督計画」の概要は、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 67, 2026 年 1 月～2 月）」記事 I を参照。https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/industries/financial-services/2026/ins-regulation-vol67.pdf

1：戦略的な方向性と監督	• 取締役会と経営陣は、AIの利用とガバナンスを、金融機関のビジネス・モデルのリスク・アペタイトや戦略と整合させている。
2：ガバナンスと説明責任	• 金融機関は、AIの責任ある利用が可能となるよう、役割と責任を明確に定義し、また、適切なガバナンスの枠組みを設けている。
3：AIリスクのリスク管理の枠組みへの統合	• 金融機関は、AIのリスクに効果的に対応し、また、AIの識別、重要性（materiality）およびリスクの評価を文書化するプロセスを含む、リスク管理の枠組みを採択している。
4：組織的な適応力	• 金融機関は、AIの進化に伴い、その監督、ガバナンス、リスク管理の実務およびケイパビリティを学習し、適応させ、また、調整している。
5：重要性とリスクの評価	• 金融機関は、AIのユース・ケースの重要性とリスクを、そのライフサイクルを通じて評価するための実効的でシステマティックなアプローチを実践している。
6：選択	• 金融機関は、AIのモデルやシステムを選択する際、ビジネスの目的、オペレーションや技術的な必要性、AIのユース・ケースの重要性やリスクを検討している。
7：データ・ガバナンス	• 金融機関は、AIの教育、テストおよび利用の目的に適合したデータを維持するための適切なデータ・ガバナンスを構築している。
8：説明可能性と透明性	• 金融機関は、様々な種類のAIの説明可能性における違いを理解している。適切で、かつ、実現可能である場合、金融機関は、より説明可能が高いAIを利用している、もしくは、補完的な（compensating）統制を検討している。金融機関は、また、ステークホルダーの特性に応じた適切な透明性を提供している。
9：パフォーマンスの管理	• 金融機関は、パフォーマンスの評価、テスティング、継続的なモニタリング等を通じて、重要性やリスクに応じて、AIのユース・ケースのパフォーマンスを評価している。
10：人による監視	• 金融機関は、様々なAIのユース・ケースの重要性、リスク、自律性、複雑さ、説明可能性について、適切かつ実効的な人による監視を実施している。
11：サイバーとICTリスクの管理	• 金融機関は、適切な場合には、AIにかかるサイバーやICTリスクのシナリオをテストに統合し、関連する情報を共有し、また、サイバーやICTリスクの管理においてAIツールを用いることなどにより、AI関連のサイバーとICTのリスクを管理している。
12：サードパーティのAIリスクの管理	• 金融機関は、パフォーマンス、透明性、データの品質、サプライ・チェーンと集中リスク、事業継続にフォーカスし、AIのサードパーティの利用に伴うリスクを適切に管理している。

インプリケーション： 各国・地域においてAIの利用がもたらす潜在的なリスクに対する懸念が高まっており、監督当局は、金融機関に対し、そうしたリスクを適切に管理することを要請している。金融機関には、例えば、1線におけるAIの利用の推進に対して、2線が適切なけん制を働かせること、また、経営として、その枠組みを構築し、運用することが期待される。

（参考）FSB ‘Sound Practices for Responsible Adoption of Artificial Intelligence (AI): Consultation report’

G: 星 MAS、テクノロジー・リスクの管理にかかる通達の改正案を公表（6 月 10 日）

■ シンガポール金融管理局（MAS）は、7月31日を期限として、テクノロジー・リスクの管理にかかる通達（Notices）の改正案を市中協議に付した。そのうち、保険会社に対する通達の改正案の主な内容は以下のとおり。

領域	主な規定
IT資産の管理	• 保険会社は、すべてのIT資産にかかる、包括的で最新のインベントリーを維持しなければならない。それには、暗号資産、オープンソースの要素（open-source component。そのソース・コードがオープンソースのライセンスの下で公に公開されているソフトウェア・ライブラリー、モジュール、フレームワークもしくはツールを言う。）、サードパーティの要素（サードパーティが所有するソフトウェア、ハードウェアもしくはサービス）を含む。
ITリスクの評価とモニタリング	• 保険会社は、その中断がその顧客に提供しているオペレーションやサービスに影響し得るすべてのシステムについて、ITリスクの評価を定期的に実施するための枠組みとプロセスを構築し、維持しなければならない。 • 保険会社は、それぞれのITリスクの評価において、システムに対する脅威やシステム内の脆弱性を特定し、それらの脅威や脆弱性から生じ得るリスクを評価し、また、特定されたリスクの特性に応じたリスクの低減策を実施しなければならない。 • 保険会社は、特定された重要なリスク、それらのリスクのオーナー、それらのリスクを低減するための施策を記録したレジスターを設け、維持しなければならない。また、保険会社は、特定された重要なリスクを実効的にモニターし、それらのリスクを低減するための施策の実効性を評価するため、主要なリスクの指標（KRIs）を設け、維持しなければならない。
キャパシティの計画と管理	• 保険会社は、その重要なシステムのキャパシティ、および、それらの重要なシステムが依存しているシステムが、ビジネス上のニーズを満たすために十分であることを確保するための枠組みとプロセスを構築し、維持しなければならない。
変更管理の統制	• 保険会社は、そのオペレーションや自身の顧客に対して提供されるサービスに影響を与え得るシステムに対する提案された変更について、そこから生じるリスクを評価するための枠組みとプロセスを構築し、維持しなければならない。 • 保険会社は、重要なシステムに対するすべての変更をテストし、また、テストの範囲や強度が変更によってもたらされるリスクと整合していることを確保しなければならない。
継続的なシステムとセキュリティのモニタリング	• 保険会社は、パフォーマンスやセキュリティに影響を及ぼす問題をタイムリーに検知し、対応するため、すべての重要なシステムを継続的にモニターする枠組みやプロセスを構築し、維持しなければならない。
イミュータブルでオフラインのデータ・バックアップ	• 保険会社は、関係するビジネス・サービスをサポートしているデータの利用可能性を確保しなければならない。保険会社は、そのようなデータが破損し、改ざんされ、もしくは、アクセスできなくなった場合にデータを回復するため、イミュータブル、もしくは、オフラインでデータのバックアップを有していなければならない。

インシデントの管理	• 保険会社は、インシデントの管理の枠組みとプロセスを構築し、維持しなければならない。

インプリケーション： シンガポールにおいても、監督当局が、金融機関によるテクノロジー・リスクの管理の強化を求めている。同国に拠点を有する日本の金融機関には、本通達を踏まえ、それらの拠点においてテクノロジー・リスクの管理が適切に行われていることを確保することが期待される。

（参考）MAS 'Consultation Paper on Proposed Amendments to Notices on Technology Risk Management'

H: 豪 APRA、金融機関のガバナンスにかかる規制の改正案を公表（6 月 16 日）

■ オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、8月28日を期限として、金融機関のガバナンスにかかる健全性基準（CPS 510）の改正案を市中協議に付した。同案の主な内容は以下のとおり。

目的	• 今回の改正の主な目的は、取締役会によるガバナンス、コンフリクトの管理および取締役の適格性にかかる要件を強化すること。
取締役会	• 取締役会は、金融機関の健全な管理の監督に対する責任を有している。取締役会が委任することができない権限には、以下の事項を含む。 - 戦略上の目的、事業計画、リスク・アペタイトの設定とモニタリング - カルチャー（リスク・カルチャーを含む。）と金融機関の価値の監督 - ガバナンス、報酬およびリスク管理の枠組みの監督、ならびに、リスク管理の報告（risk management declaration） - 財務およびオペレーションのレジリエンスの監督 • 経営陣と経営情報 - 金融機関の経営陣は、事業戦略、リスク管理のシステム、リスク・カルチャー、リスクの管理のためのプロセスと統制の実施に対する責任を有している。 - 金融機関は、経営情報の報告について取締役会の期待を示した方針を有していなければならない。 • 取締役会の構成 - 金融機関の取締役会は、常に、その過半数が独立取締役でなければならず、その議長は独立取締役でなければならず、議決権を有する取締役の過半数が非執行取締役であることを確保しなければならない。 • 取締役会委員会 - 金融機関は、監査委員会、リスク委員会、報酬委員会（大規模な（significant）金融機関のみ）を有していなければならない。各委員会のメンバーは少なくとも3名でなければならず、また、すべてのメンバーは非執行の取締役でなければならない。さらに、それらの委員会の過半数は独立取締役でなければならず、その議長もまた独立取締役でなければならない。

	• 取締役の任期 - 金融機関は、各取締役の任期を含む、取締役会の更改の方針（renewal policy）を有していなければならない。 - 金融機関の非執行取締役の任期は、原則、12年を超えてはならない。 • グループ・ガバナンス - グループの親会社（head of a group）は、グループ・ガバナンスの取決めを有していなければならない。その取決めは、親会社と子会社の取締役会の間におけるタイムリーで適切な情報のやり取り、また、グループ内の取決めから生じる（潜在的な）コンフリクトの特定と管理をサポートするものでなければならない。
コンフリクトの管理	• 金融機関は、ビジネス・オペレーションにかかるすべての（潜在的な）コンフリクトを特定し、評価し、それらのコンフリクトを実効的に特定し、管理し、モニターするための適切な統制を実施し、また、それらの統制の実効性を評価しなければならない。 • 金融機関は、コンフリクトの管理のための方針を有していなければならない。
適格性（fit and proper）	• 金融機関は、原則、その任命の前に、候補者の適格性の評価を完了していなければならない。 • 金融機関は、それぞれの責任あるポジションに求められる能力（competencies）を定義し、文書化しなければならない。

インプリケーション： APRAが金融機関に対してそのガバナンスの強化を引き続き求めていることは注目に値する。日本の金融機関（インバウンドを含む。）にも、取締役会が経営に対して適切かつ実効的なガバナンスを発揮することができるよう、仕組みを構築し、運用することが期待される。

（参考）APRA 'APRA commences next phase of push to strengthen and streamline governance requirements'

I: 豪 APRA、金融機関に対して地政学リスクへの対応を要請（6 月 17 日）

■ オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、金融機関に対して、地政学上のショックへの備えにかかる監督上の最低限の期待（minimum expectations）を示したレターを送付した。同レターの主な内容は以下のとおり。

目的	• 地政学上のショックは、オーストラリアの金融システムに影響を与え得る。また、これらのショックは、個々の金融機関の安全性やレジリエンス、重要な金融サービスを提供する能力を脅かし得る。 • APRAは、金融機関が地政学上のリスクをそのガバナンス、リスク管理および危機対応にかかる実務にどのように反映すべきであるかについて、監督上の期待を設定する。
監督上の最低限の期待	• 全社的なリスク（enterprise risk） - 地政学上のリスクは、金融機関のガバナンスの取決め、ならびに、リスクの枠組み、実務およびカルチャーに取り込まれ、また、そのリスク・アペタイトに反映されている。 - 地政学上の環境は、エマージングな脅威を特定するため、能動的にモニターされている。

	- ガバナンスとコミュニケーションのプロトコルは、危機時における組織としての（coordinated）意思決定およびタイムリーな対応をサポートするものである。 • オペレーショナル・レジリエンス - オペレーショナル・レジリエンスは、金融機関のリスク管理の実務に取り込まれている。 • 人材 - 内部の脅威や外国の干渉を特定し、管理し、対応するための、セキュリティ（security）と誠実性（integrity）の方針と実務が整備されている。 - 地政学上の混乱の間における重要なオペレーションのための人員とリソースの継続性をサポートするための、危機時の取決め（contingency arrangements）が整備されている。 • 政治 - 金融機関に影響し得る制裁の義務やその他の重要な国際的な方針にかかる措置を特定し、上程し、実施するためのプロセスが整備されている。 - 危機に晒されている（at-risk）オフショアのオペレーション、資産および投資にかかるエクスポージャーが特定され、また、中断、凍結、制限もしくはアクセスの喪失のためのコンティンジェンシー・プランが策定されている。 • 財務上のレジリエンス - 資本や流動性の計画、運用資産のストレス・テストは、「甚大で、しかしながら、生じ得る」地政学上のシナリオを考慮に入れている。 • 危機への備え - 金融機関のリスク・プロファイルに応じた危機への対応のケイパビリティ（プレイブック、計画および演習を含む。）が整備され、維持されている。

インプリケーション： 本レターは、金融機関による地政学リスクの管理に対する監督当局の目線を示したものである。日本の金融機関にとっても、そのリスク管理の取組みを進める上で、参照し得る内容のものであると考えられる。

（参考）APRA ‘APRA sets out minimum expectations to strengthen industry readiness for geopolitical shocks’

J: 豪 ASIC、プライベート・クレジット・セクターに対する要請を発出（6 月 18 日）

■ オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、2026年3月から5月にかけてファンドを対象に実施した調査からの発見事項を公表し、プライベート・クレジット・ファンドに対して、2026年6月末の資産の評価を現実的な前提条件に基づき正確に行うよう要請した。同要請とその調査からの主な発見事項等は以下のとおり。

調査の対象等	• ASICは、52のファンド（運用資産の総額は約760億豪ドル）の22のアセット・マネジャーを対象として調査を実施した。同調査の目的は、マーケットの現状を簡易に把握すること。
調査からの主	• 信用の悪化は、不規則ではあるものの、確実に進行しており、デフォルトの増加、減損

な発見事項	（impairments）、借換え（loan amendments）も一部に認められる。 • 償還の請求（redemption requests）は、全体的には目立ってはいないものの、グローバルのプライベート・クレジット・マネジャーに投資を行っているいくつかのフィーダー・ファンドでは、より活発な動きが認められる。 • レバレッジやクレジット・ラインの利用は、引き続き、最小限に留まっている。 • ほとんどのファンドは流動性を適切に管理しているものの、バッファーは減少している。 • 投資家による投資がソフト化しており、それが成長の鈍化や貸付条件の厳格化につながっている。
ASICのその他の取組みからの示唆	• 経済の実態を反映していない資産の評価：借り手の状況の悪化は、報告された資産の評価額が経済の実態を十分に反映していないリスクを高めている。不動産開発等のセクターでは、現状の環境は、コストの増加、プロジェクトの遅延、先行販売の鈍化、売れ残り等を通じて、圧力を高め得る。 • ポートフォリオの集中：いくつかのポートフォリオは、単一の不動産開発グループや関連する資産に対してより多くのエクスポージャーを有するようになっており、リスクが高まっている。 • 開示、報告および商品の設計：返済の遅延、減損、借換え、引当ての定義が一貫しておらず、そのことは、ファンド間の比較を困難にし、また、パフォーマンスの理解のされ方にも影響を及ぼしている。安定的もしくは低リスクと分類されている商品は、マーケットの現状に照らすと、そのパフォーマンスは大きく異なり得る。 • コンフリクト、ガバナンスおよび意思決定：マーケットの現状は、特に、資産の評価の実務、マージンのアロケーション、減損の決定がストレス時に一貫性のない動機によって影響を受け得る場合、コンフリクト・リスクを高めている。

インプリケーション： ASICが指摘している資産の評価やポートフォリオの集中、コンフリクト等は、一つには、プライベート・クレジット・ファンドのガバナンスの脆弱さに起因するものであると考えることができる。プライベート・クレジット・ファンドのガバナンスの脆弱性は各所で指摘されているところ、それらのファンドに対する規制・監督にかかる議論がグローバルで進展することが期待される。

（参考）ASIC ‘ASIC puts private credit on notice, ahead of 30 June valuations and reporting’

K: 英 BoE、プライベート・マーケットを対象とするシナリオ分析の仕様書を公表（6 月 19 日）

■ イングランド銀行（BoE）は、プライベート・マーケット・システム全体にわたる探索的なシナリオ（system-wide exploratory scenario：SWES）分析の仕様書を公表した。同文書の主な内容は以下のとおり。

参加者	• 本シナリオ分析には、以下の46社が参加している。 - 機関投資家、または、プライベート・エクイティ（PE）およびプライベート・クレジット（PC）ファンドに資金を提供し、PEが所有している（PE-sponsored）企業によって発行される債券に投資しているリミテッド・パートナー：12社 - PEおよびPCファンドを運営するオルタナティブ・ファンドのアセット・マネジャー（alternative

	asset managers）：17社 - プライベート・エコシステムに対してレバレッジを提供している銀行：11社 - レバレッジド・ファイナンス市場を通じて資金を提供しているアセット・マネジャー：6社
シナリオ	• 1年目（パブリック・マーケットとプライベート・マーケットをストレスが直撃） - ナラティブ：世界の交易が分断され、サプライ・チェーンが混乱する。テック・セクターのインプットが不足する。資産価格が急落する。調達コストが上昇する。 - 定量：英国の消費者物価指数のインフレーション7%、ボラティリティ指標40 • 2年目（深刻なグローバルの景気後退） - ナラティブ：グローバルの供給への甚大なショックが生じる。金融引締め。 - 定量：英国のGDP▲4%、FTSE▲35%、政策金利7%、レバレッジド・ローンのスプレッド＋400bp • 3年目から5年目（緩やかな回復） - ナラティブ：先進国の失業率がピークに達する。回復のペースは緩やか。 - 定量：英国の失業率7.5%、英国のGDPの年間成長率0.7%
スケジュール	• 2026年後半に中間時点における発見事項を参加者と協議し、2027年に最終報告を行うことを予定している。
SWES分析において評価する脆弱性	• SWES分析において評価する脆弱性には、以下のものが含まれる。 - 資産の評価（貸し手、投資家、スポンサー間の評価における期待のミスマッチ等） - 調達と流動性 - 相互の関連性（interconnections）（プライベート・マーケット、銀行、機関投資家の行動の相関等） - 信用度（credit quality） - システミックな伝播のチャネル

インプリケーション： 本分析が、プライベート・マーケットの規制・監督のあり方の議論に有意な情報を提供するものとなることが期待される。

（参考）PRA 'Private markets system-wide exploratory scenario: publication of the stress scenario'

L: EIOPA、2026 年上半期の金融安定レポートを公表（6 月 24 日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2026年上半期の金融安定レポートを公表した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

全般	• マクロ経済と市場リスク

	- 金融サービスにおいてAIがより一層利用されるようになっており、サイバー・リスクが高まっている。このことは、レジリエントなガバナンスの枠組みや強固なサイバーセキュリティのセーフガードが重要であることを示している。 • 気候リスク、サステナブル・ファイナンスおよび自然災害 - 自然災害にかかる2025年の付保損害額（insured losses）はグローバルで1,080億米ドルに達し、他方で、経済的な損失の全額は2,240億米ドルであった。依然として持続可能性はあるものの、2025年の付保損害額は、2024年と比べ、25%ほど減少した。 - 巨大自然災害の強度や頻度が高まっている中、EIOPAは、保険のプロテクション・ギャップを緩和し、社会のレジリエンスを強化するための提案やソリューションを開発している。 - 保険セクターにとって最も重大なサステナビリティ関連のリスクは、異常な気象イベントに関係するものである。
欧州の保険セクター	• 市場の動向 - 2025年の総保険料収入は、生命保険セクターは前年比7.5%、損害保険セクターは同5.2%の増加となった。保険料の上昇などを要因として、キャッシュフロー（＝保険料収入－支払保険金－経費）ベースでも、両セクターの状況は2025年を通して改善した。 - ユニットリンク型の保険商品のセグメントは、著しい成長を見せた前年に引き続き、拡大している。他方で、収益性（performance）は、商品の種類によって大きく異なる。 • 流動性 - 保険会社の流動性資産の比率は強固な水準にあるものの、欧州経済領域（EEA）内の一部の国では、その比率が中央値を大きく下回っている状況にある。 - マーケットにおいて近年観察された生命保険の解約・失効率の上昇トレンドは、2025年において反転した。金利水準の安定がその一因と考えられる。 • 収益性 - 2025年の保険会社の収益性は、資産運用収益が前年比で増加したことなどから、引き続き強固なものであった。損害保険事業については、ほぼすべてのビジネス・ラインにおいて、保険引受の収益性は良好であった。他方で、船舶、航空、運送、保証などの貿易関連のビジネス・ラインの収益性は、地政学上の変動により感応的になっている。
リスクの評価	• 2022年に金利が上昇局面に転じたにもかかわらず、オルタナティブ投資へのトレンドがグローバルで進行している。このことは、金利以外の他の要素が資産運用戦略に影響を与える上で重要な役割を果たしていることを示唆している。 • 保険会社がオルタナティブ資産への投資を増加させていることは、金融安定に対する潜在的な懸念を高めている。潜在的な流動性リスクは、不動産やプライベート・クレジットなどの特定の投資商品の複雑さや不透明さによって増幅されている。 • 欧州の保険会社は、2025年第4四半期において、総資産の約25％を非流動性資産で運用している。生命保険会社の場合、その割合は30%超となり、それには、住宅ローン（8.7%）、

	非上場株式（8％）、流動性の低いファンド（7.9%）等が含まれる。なお、再保険会社の非流動性資産に対するエクスポージャーは、総資産の約6割を占める。 • グローバルな保険会社のプライベート・クレジットへの投資は大きく伸びており、欧州のマーケットは同様の傾向にあるものの、その規模は小さい。 • 2025年末時点におけるEEAの保険会社のプライベート・クレジットに対するエクスポージャーは、総資産の約5％となっている（一般勘定ベースでは、生命保険会社は12.8%、損害保険会社は6.2%、再保険会社は3.3%）。種類別では、特に生命保険会社について、住宅ローン関連のエクスポージャーが太宗を占めている。 • 資金調達がよりマーケット・ベースで行われるようになっており、また、プライベート・マーケットの規模が拡大している中、健全性監督の重要性はより一層高まっている。

インプリケーション： オルタナティブ資産への投資やプライベート・マーケットの規模の拡大に言及がある点は注目に値する。また、監督当局が、サイバーセキュリティや保険のプロテクション・ギャップを引き続き大きな課題として認識していることが見て取れる。

（参考）EIOPA ‘EIOPA’s Financial Stability Report shows continued resilience in insurance amid geopolitical uncertainty and evolving structural risks’

執筆者

小林 晋也／Shinya Kobayashi
パートナー
ファイナンシャルサービシーズ
リスクアドバイザリー
合同会社デロイト トーマツ

Deloitte.
デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

IS 669126 / ISO 27001

BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
https://www.bsigroup.com/clientDirectory